

e-NEXI

2018年2月号

▶▶特集

2017年度アジア ECA 等向け貿易保険研修開催報告.....1

▶▶カントリーレビュー

核最終合意と米国の対イラン制裁再開の動きについて.....4

▶▶NEXI ニュース

アジア貿易保険機関特別会合キャパシティ・ビルディング・プログラムについて.....7

発行元

発行・編集 株式会社日本貿易保険(NEXI)

企画室企画グループ

2017年度アジア ECA 等向け貿易保険研修開催報告

NEXI は、1月29日（月）から2月2日（金）の日程にて、2017年度アジア ECA 等向け貿易保険研修を開催しました。本研修は、アジアを中心とした各国の輸出信用機関（ECA）又は管轄省庁の中堅クラスの職員を招聘し、NEXI 職員による講義や双方向のディスカッション等を通して、各参加国における貿易保険制度の更なる発展と、当該制度が整備途上にある国・地域における職員の能力向上を目的として、1995年から実施しているものです。2016年度までは経済産業省主催で実施されてきましたが、2017年4月のNEXIの株式会社化を経て、今回初めてNEXI主催で実施しました。

本年度は、ベトナム（ベトナム財務省）、インドネシア(ASEI)、中国（SINOSURE）、インド（ECGC）、ロシア（EXIAR）、南アフリカ（ECIC SA）、ブラジル（ABGF）から7名の研修生が参加しました。

講義内容は、貿易保険制度の概要、各商品の特徴、与信管理、査定・回収、カントリーリスク、OECD 輸出信用アレンジメントや環境問題対応等の国際ルールなど、貿易保険の基礎を一通り学べるものとなっています。

研修初日は研修生による自国機関の貿易保険制度や取組などを紹介するプレゼンテーションを行いました。研修生の中には、貿易保険制度だけでなく、自国の食文化等について紹介している方もいました。



研修生によるプレゼンテーション

研修 2 日目からは本格的に講義が始まり、研修生は講師に対して次々に質問するなど非常に熱心に講義を受けていました。ディスカッションを取り入れた講義では、様々な意見が飛び交い、活発な意見

交換が行われました。NEXIとしても、本研修を各国 ECA の生の声を聞ける貴重な機会と捉え、講師から研修生に質問をする等、密に情報共有を図ることができました。



ディスカッションの様子

研修 4 日目には、かわさきエコ暮らし未来館を訪れ、川崎大規模太陽光発電所等を見学しました。当該発電所は、川崎市と東京電力株式会社の共同事業で、川崎市の浮島と扇島の両地区で合計 2 万 kW を出力するメガソーラーです。研修生は、太陽光発電設備を間近で見学するとともに、展示室では、実際に使用されているソーラーパネルに触れて説明を受けるなど、有意義な時間を過ごしていただけたと思います。



かわさきエコ暮らし未来館 視察の様子

最終日には、経済産業省からも講師を招き、株式会社化した NEXI との関係や貿易保険に関する日本の政策に関する講義を受けました。こちらでも研修生からは多くの質問があがり、日本の貿易保険施策に対する研修生の関心が高いことが伺えました。

研修の最後は小レポートに取り組み、本研修で得られた知識、各機関のこれまでの取組内容、今後の NEXI との連携のあり方等について各自の考えをまとめてもらいました。研修生からは、「NEXI の取組を学ぶだけでなく、参加した各国機関の取組を同時に学ぶことができ、とても参考になった。本研修を通して、各国機関との協力関係も構築することができ、非常に有意義だった。」との意見がありました。

閉講式では、まず仲田副社長から挨拶があり、その後一人一人に修了証書を授与しました。閉講式の挨拶の中で、ECA 間の連携の重要性がこれまで以上に増していることから、研修生には、本研修を通して培った人脈を活かして、ECA 間の協力関係の構築・深化に積極的に取り組んで欲しいとの言葉が送られました。



閉講式

NEXI は、今後も、本業務のような取組を通じ、各国の関係機関との協力関係を構築することにより、日系企業の国際的な事業展開支援につなげてまいります。

《カントリーレビュー》

核最終合意と米国の対イラン制裁再開の動きについて¹

2015年7月、イランと欧米など6ヶ国はイランの核問題の解決に向け、核最終合意(JCPOA: Joint Comprehensive Plan of Action)を締結し、2016年1月に国連、米国及びEUはイランに対する経済制裁を一部解除した。

しかしながら、米国ではトランプ大統領が対イラン制裁の強化を求める発言を繰り返しており、制裁が再開されるのではないかと懸念されている。本レポートではまず米国による対イラン制裁の解除とその仕組みを簡単にレビューし、その後トランプ政権発足後の対イラン制裁再開を巡る動きを概観する。

1. 対イラン制裁の解除と定期的なウェイバー更新

2016年1月、JCPOAに従って、米国は非米国人・団体を対象とした二次制裁²の解除を行った³。この解除は4つの制裁法、つまり(1)FY2012 NDAA、(2)IFCA (Iran Freedom and Counter-Proliferation Act)、(3)ITRSHA (Iran Threat Reduction and Syria Human Rights Act)、(4)ISA (Iran Sanctions Act)の適用停止措置(ウェイバー)と大統領令⁴の停止によって、行われた。

上記の制裁法は解除されたものの、制裁解除を継続するには米大統領による定期的なウェイバー更新や米国国内法 INARA (Iran Nuclear Agreement Review Act of 2015)に基づく、議会報告が必要である。それが行われない場合には制裁が再開される可能性が出てくる。

(1)大統領がウェイバーを更新しないケース

制裁法の適用停止は期限が定められており、FY2012 NDAA については120日毎、IFCA と ITRSHA については180日毎、ISA は6ヶ月毎に米大統領がウェイバーを更新する必要がある。仮に米大統領がウェイバーを更新しないと、解除されていた制裁法は再開することとなる。

¹ 本カントリーレビューの中の意見や考え方に関する部分は筆者個人としての見解を示すものであり、日本貿易保険(NEXI)としての公式見解を示すものではない。尚、信頼できると判断した情報等に基づいて、作成されているが、その正確性・確実性を保証するものではない。米国による対イラン制裁には「核関連」以外に「テロ支援」や「人権侵害」等を理由とした制裁も存在するが、本レポートでは「核開発」を理由とした対イラン制裁に焦点を当てる。

² 米国による対イラン制裁は米国人・団体を対象とした一次制裁と非米国人・団体を対象とした二次制裁に大別できる。非米国人・団体には日本企業や邦銀が含まれる。仮に二次制裁に抵触することとなれば、日本企業や邦銀はペナルティーを課される恐れがある。

³ ただし、非米国人・団体がSDN(Specially Designated Nationals)リスト記載のイラン人・団体と取引を行った場合には一次制裁であっても、ペナルティーの対象となる。

⁴ 大統領令 13574、13590、13622、13645、13628 のセクション 5・6・7・15。

(2)米議会が制裁の再開を決定するケース

米政権は国内法 INARA に基づき、90 日毎にイランが JCPOA を順守しているかどうか、米議会に対して、報告しなければならない。仮に「順守していない」と報告された場合、または報告自体がなされなかった場合、米議会は解除した制裁法を再開させるかどうかを、最長 60 日間審議して決定する。再開するかどうかの判断は大統領ではなく、議会の決定に委ねられる。

2. 2017 年 12 月末までの動き

トランプ大統領は JCPOA に批判的な発言をしてきたが、大統領就任後、ウェイバー更新を行ってきた(2017 年 5 月: FY2012 NDAA、2017 年 7 月: IFCA、ITRSHA、ISA、2017 年 9 月: FY2012 NDAA)。

他方、INARA に基づく議会報告については、2017 年 4 月と 7 月の 2 回にわたって、トランプ政権は「イランが JCPOA を順守している」旨、米議会へ報告を行った。しかし、2017 年 10 月 13 日、トランプ大統領は「イランが JCPOA を順守していると認めることはできない」との発言を行い、米議会は 60 日間にかけて(2017 年 12 月 13 日まで)、解除していた制裁を再開させるかどうか審議することとなった。ただ、米議会は大型減税法案等、審議しなければならない多くの法案を抱えていたほか、共和党一民主党間で意見の調整が十分に行われなかったこともあり、制裁再開を決定するには至らなかった。

3. 2018 年 1 月以降の動き

2018 年 1 月に入ると、トランプ大統領がウェイバーを更新するのかが注目された。同月、上記 4 つの制裁法の更新時期が到来したが(次表を参照)、1 月 12 日、トランプ大統領はウェイバーを更新した⁵。しかし、米議会と EU に対して、JCPOA の「欠陥」を修正するよう要求し、FY2012 NDAA の次回の更新期日(2018 年 5 月 12 日)までに、修正が行われない場合には、JCPOA から離脱する考えがあることを示した。

トランプ大統領が修正を求めている「欠陥」の一つはサンセット条項(時限条項)である。サンセット条項はイランの核開発を期限付きで制限する条項のことで、これは JCPOA に盛り込まれた。例えば、JCPOA において、締結から 8 年経った後に、イランは一定の遠心分離機を製造できると規定された。このように期限が到来すると、イランは核開発を行うことができるようになることから、トランプ大統領はこのサンセット条項を廃止し、イランが核開発を永遠にできないようにしたいと考えている。

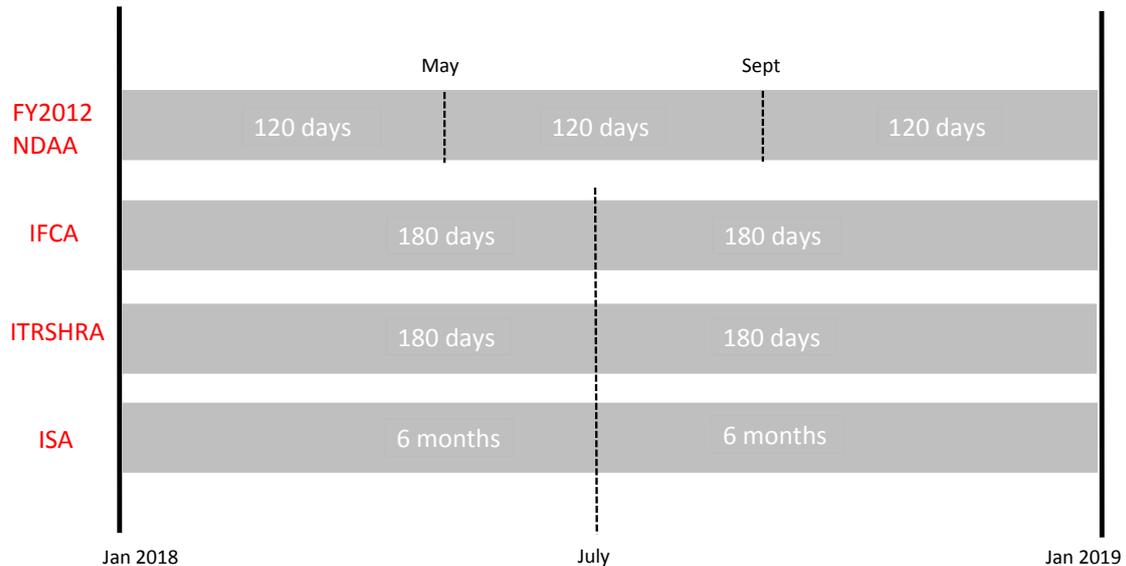
かかる状況下、現在、米議会ではトランプ大統領の意向を汲んだ法案がコットン上院議員、コーカー上院議員及びカルダン上院議員が中心となって、検討されている。当法案が成立し、イランが核開発を進める場合には制裁が再開されることとなる。

⁵ 1 月に INARA に基づいて、米大統領はイランが JCPOA を順守しているかどうかを議会へ報告する必要があったが、トランプ大統領はイランの JCPOA 順守を報告しなかった。今後、2018 年 4 月、7 月及び 10 月にも議会報告をする必要がある。米議会が実際に審議を行うかどうかについては昨年 10 月～12 月の例もあり、不透明である。

EUとの交渉は難しいものになると予想される。トランプ大統領がEUに対して、求めていることは必ずしも明らかではないが、トランプ政権が米議会に求めていることと同じと見られる。しかしながら、現時点でEUは現行の内容から修正する意思はないと伝えられている。仮にトランプ大統領が強硬にJCPOAの修正を求めるならば、JCPOAの崩壊に繋がる恐れが出てくる。

もし2018年5月にトランプ大統領がウエイバーを更新したとしても、2ヶ月後の7月にまたウエイバーの更新期限が到来する(IFCA、ITRSHRA、ISAの更新期限。表参照)。更新の時期はその後も予定されており、米国のイラン制裁再開を巡る動きに当面は目が離せないと思われる。

【表:ウエイバー更新スケジュール】⁶



⁶ 当表については、一般財団法人 日本エネルギー経済研究所 中東研究センター作成の資料を活用した。

アジア貿易保険機関特別会合キャパシティ・ビルディング・プログラムについて

1月23日～24日にかけて、アジア貿易保険機関特別会合キャパシティ・ビルディング・プログラムが香港で開催されました。

同会合は、ベルンユニオン(BU)のメンバーであるアジアの主な輸出信用機関(ECA)の実務専門家クラスが集まり、知識・知見を共有することにより専門性を向上させ、ひいては引受キャパシティを向上させること(Capacity Building)を目的として、2011年6月に香港において初めて開催され、その後毎年各国持ち回りで開催されているものです。

今回は香港のECAであるHKECが議長国となり、NEXIの他、ASEI(インドネシア)、ECGC(インド)、KSURE(韓国)、SINOSURE(中国)、TEBC(台湾)、Thai EXIM(タイ)の8機関の実務担当者が出席しました。毎回、メインテーマを決めて会合を行いますが、今回は「短期保険」をテーマとし、各ECAにおける短期保険の概要、短期保険の引受手法・体制、中小・零細企業向け保険商品、オンライン・プラットフォームの内容などについてプレゼンテーションが行われました。

「短期保険」といっても、ECA毎に商品内容や手続等が異なる部分もあり、参加者は積極的に質疑、情報交換を行いました。



(参加者集合写真)

今後も、本プログラムに積極的に参画することを通じ、自らの専門性、引受能力を高め、より皆様のお役に立てるECAとなるよう努めてまいります。